

3. 美作分国について—美作国の成立—

一つの国が分割され二国に設置しなおされる例は続日本紀などに、いわゆる分国記事として見い出されるが、その数はけっして多くない。

美作国もその数少ない分国の一で、丹波国から丹後国が、また日向国から大隅国が新たに設定される例などと軌を一にして、和銅6（713）年、備前国の六郡を割き新国として誕生した国である。しかしながら、それではなぜこの時期に分国記事が集中し、分国支配を実現したのかという問題については余り多く述べられていない。

備前国は一つの大國であり、それ以前の吉備は、紀記の雄略期に代表されるように、畿内勢力と相対して、幾多の反乱伝承を持つ地域で、備前国を分割することじたい中央の地方統治政策上大きな課題であったと考える。

先に述べたように、備前国北部、美作地方における寺院址は、非常に特殊な在り方を示している。そして、その後、続日本記の記載に従えば、和銅6年に美作国が成立することになるが、美作国府の創建をその出土瓦からみるかぎり、少なくとも天平13（741）年の美作国分僧寺・同尼寺建立と同時期、すなわち諸国国分寺建立の詔勅以降と推考される。美作分国記事と国府創建の間には平城宮式瓦の上限が天平初めにさかのぼるとしても20年近くの空白が存在する事実を指摘できる。このこと^{註-20}は、文献のうえからも暗示されるところで、最初の美作国司は、備前国の副官、つまり備前介上毛野堅身であった。彼は、備前守百濟南典とともに分割を上申したという人物で、美作国に一年間着任している。その後、天平7年までの20年間を津守連通が任官する。8～9世紀においては、他のほとんどの国司が2～4年、長くて6～8年の任期である史実と比較してその在任期間が非常に長いという特徴が注目される。これらの点を考えてみると、美作国の成立事情が若干なりとも明らかにならないであろうか。

美作国府から出土する瓦は、平城宮第2次内裏朝堂院に葺かれた、いわゆる平城宮式瓦に統一されていることである。そしてこれらの瓦（6225・6663系統）は、美作国分僧寺・同尼寺・勝田郡衙にも見い出される。

また一方で、美作国府址、美作国分僧寺址から出土している軒丸瓦の1種は、山陰・伯耆国分寺を中心に分布している。伯耆国分寺系統の瓦の出土は、伯耆国のみでなく、山陰諸国との関係も強いことを示している。^{註-22}

美作国においては、平城宮式瓦そのものが、美作国府、美作国分僧寺・同尼寺、勝田郡衙などの官衙・官寺に直接的に入っている。それでは、これら平城宮式瓦の備前国、備中国での在り方はどうであろうか。

備前国において、平城京式瓦の出土する寺院址は、賞田廃寺址をはじめ10ヶ所知られている。
そして備前国においては、官寺には全く見られず私寺として断定しうる寺院址にのみ平城宮式瓦が見られ、美作国とはこの一点において様相を異にしている。また備中國においては、これまで吉備式瓦といわれるほど特徴のある華麗な重弁文瓦が白鳳期の各寺院址にみられるが、奈良時代後半期には平城宮式瓦^{註-22} 6225, 6663系統の亜型式に取って変わってしまう。その時期は、備前・美作两国より若干遅れるようである。
そして、備中國の在り方は、備前・美作とは少し異なり、官寺・私寺にもその平城宮式瓦^{註-23} 6225の亜型式が見られることである。

この中央律令政権による美作分割という一つの政治的手段が、より一層深く吉備内部に打ちこまれたくさびであることを物語っている。

強大な勢力を持っていた吉備国は、天武朝以降7C後半に備前・備中・備後に分割された。そして先に見てきたように、美作地方の寺院址の問題からみればすでに美作分国への手がかりがこの頃から打たれていることを物語っている。

備前国^{註-24}の北部あるいは、児島を備前国から切り離し、交通上の要所であり、軍事的にも重要な地点を中央の手に入れることは、中央為政者のこの時期だけの問題だけでなく古くからの願望であったことはすでに多くの先学の指摘する所である。単に分国が分割に終ることなく、播磨国から出雲・伯耆・因幡の山陰諸国^{註-25}ひいては大陸への一つのルートとして確保しなければならなかった要因である。

他国の分割例、たとえば、陸奥国二郡を割き出羽国に隸しめたり日向国から大隅国が生まれてくる背景にはこの時期の新しい僻境地対策によるものと考えるが、備前国は一つの大國であり、先にも述べたが、失敗には終るが、畿内勢力に反坑することのできた数少い国の一つである。この国の分割は中央の統治政策上大きな課題であった。

過去においても、何回ともなく執拗に繰り返されてきた諸々の方法が、今回は、律令体制を維持・拡大するために仏教政策の中にそれを取りこみ、一つの収奪体系をつくりあげたと考えることができる。

4. あとがき

美作地方の寺院址の概要を述べてきたのであるが、今ここで意識的に避けてきた問題がある。一つは白猪屯倉の問題である。白猪屯倉が、後期屯倉の一つとして史的意義付けについては多くのすぐれた論究がなされているとはいえ、その比定地についての見解は、吉備五郡を固定的、限定的なものとみなしたうえで、白猪の屯倉を美作国内に、ひいては大庭臣との関係から、五反廃寺にあてる考え方がある。しかし、少くとも7世紀後半に建立されたと考えられる五反廃寺を6世紀代に遡のぼらせる考え方^{註-26}は当を得た見解とはなしがたい。しかし、今述べてきたように美作地方の寺院址は特殊な在り方を示してい